

## タイにおける会社更生手続きの概要

2020年5月29日

One Asia Lawyers タイ事務所

新型コロナウイルスの感染拡大で世界各国の航空会社の運休が続いていますが、タイのナショナルフラッグである「タイ国際航空」が経営破綻しました。負債総額は昨年末時点の約 2450 億バーツ（約 8300 億円）から、最終的には 1 兆円近くにまで膨らむ可能性がある状態となっています。5 月 27 日には、次の通り、会社更生手続申立等に関する報告が出されており、タイ国際航空に関するご相談が増加していることに鑑みて、今回はタイにおける会社更生手続きの概要をご紹介します。

### <5/27 更生手続実施申立に関する報告 タイ航空発表>

<http://thai.listedcompany.com/newsroom/270520201705070806E.pdf>

タイにおける会社更生の申立は、1940 年の破産法に基づいて、破産裁判所（Bankruptcy Court）の管理下において、次に述べる手続に従い実施される必要があります。5 月 29 日の執筆時点では、破産裁判所の更生計画作成者選任の動向を確認しながら、管財人に対して、債権届出を行う必要があると考えます。

## 1 会社更生手続きの申立

まず、会社更生手続きが認められるための要件は、次の通りです。

- (1) 債務者の債務履行が不能なこと
- (2) 1000 万バーツ以上の債務を負っていること
- (3) 事業更生の合理的な根拠と見込みがあること

なお、債権者だけではなく、債務者又は監督当局（タイ中央銀行、タイ証券取引所等）も事業更生の申立を行うことが可能となっています（破産法第 90 条 4 項）。

また、会社更生手続の申立を受けた裁判所は、直ちに申し立ての審理を行う必要があります。破産裁判所は、審理予定日を新聞等において公告する必要があります。

## 2 更生開始決定

上記申立要件を満たし、タイ破産裁判所が会社更生を実行する合理的な理由があると判断すると、破産裁判所が会社更生の申立を受理し、会社更生の開始決定を行います（第 90 条 10 項）。その場合、債務者保護の観点から債権者による訴訟手続、強制執行申立、破産申立、法人解散請求等の行為が禁止されます（いわゆる Automatic Stay といわれる措置、第 90 条 12 項）

## 3 更生計画作成者の選任

更生計画作成者の選任については、原則として、債権者が債権者集会を経た後、破産裁判所での承認を得た上、選任されます。なお、債権者又は債務者の推薦による選任も可能となっています（第 90 条 17 条）。なお、更生計画作成者の選任までの間、破産裁判所は、Interim Executive（暫定経営者）を任命し、管財人の監督下において債務者の事業と財産を管理します。

## 4 債権届出

債権者は、会社更生手続においてのみ債権回収が可能となっています。更生計画作成人選任の公告から 1 か月以内に、債権を管財人に届出を行う必要があり、期限内に実施しない場合、債務の弁済を受ける権利を喪失しますので、留意が必要です。

## 5 更生計画案の作成・提出

更生計画者の選任の公告から 3 か月以内に、更生計画案を管財人に提出します（第 90 条 43 項）。更生計画の実施期間は、5 年を超えない範囲で実行されます。

## 6 更生計画案の承認

更生計画案は、債権者集会において承認されなければなりません（第 90 条 44 項）。その承認の要件は、次の通りとなっています。なお、債権者集会において承認された後、破産裁判所にその結果を報告し、その内容を破産裁判所が承認します。

- (1) すべての債権者グループの決議（債権者の過半数と総債権額 2/3 以上の賛成）による承認、又は、
- (2) 少なくとも 1 債権者グループにおいて上記決議がなされた上で、債権者全体の債権者のうち債権総額の半数以上の承認（いわゆるクラムダウン方式）

ここでいう各債権者グループとは次を意味します。

- (1)全債権額の 15%以上を有する有担保権者
- (2)その他の有担保権者
- (3)一般債権者
- (4)法律または契約による劣後債権者に分けられます。

過去のケースでは、上記要件を債権者集会にて満たせないこともあり、その場合は、通常の訴訟又は破産申立により債権回収を図ることになります。

## 7 会社更生手続の終了

裁判所は、更生計画実施期間終了までに更生計画が実施されたと判断した場合には、会社更生手続の終了を決定します。他方、更生計画実施期間が終了し、破産が相当と判断した場合には、財産保全命令を下すことも可能となります。

なお、2016年の破産法改正により Small and Medium Enterprises (SMEs) に関する会社更生の特例制度が定められました。こちらは別途ニュースレターにて、改めて解説する予定にしております。

以 上

### 〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

以 上

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers タイ事務所においては、常駐日本人専門家 3 名を含む合計 20 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

各種フォーマットの提供や各種動画配信（例えば、「タイにおける解雇のポイント（日本語、英語）」、「タイにおける個人情報保護法のポイント（英語、タイ語、日本語）」、「タイにおける駐在員が知っておくべきコンプライアンスのポイント（日本語）」）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

[yuto.yabumoto@oneasia.legal](mailto:yuto.yabumoto@oneasia.legal)（藪本 雄登）